

議決権行使基準(2019年4月以降)		反対理由欄の表示	(参考)考慮すべき特別な事情
1. 取締役選任議案	業績不振企業における取締役再任	以下のいずれかに該当する場合、該当期間中継続して代表取締役として在任の取締役選任議案について、原則として反対する。 ・直近3期連続営業赤字(連結) ・直近3期連続経常赤字(連結) ・直近3期連続最終赤字(連結) ・直近5期連続ROE3%未満(連結)	業績基準(1.(2)ア) ① 新興成長企業等において、赤字等の業績不振が一定期間続くことを前提として投資を実施している場合 ② 赤字等の業績不振の要因が特定されており、経営の改善・見直しを通じ、翌期(※次に到来する決算期)に赤字等の業績不振から脱却する蓋然性が高いと判断できる場合 ③ 赤字等の業績不振の要因が天災や特殊な収益構造・会計制度等、経営者要因でない場合 ④ 抜本的な業績改善に向けた中期経営計画等が開示されており、かつその実現可能性が高いと判断できる場合
	低還元企業における代表取締役の再任	剰余金配当を取締役に定款で授權している等、「剰余金の処分」議案を株主総会に上程しない企業で、株主還元が不十分であると判断できる場合(「4. 株主還元に関する議案」の「低還元企業における剰余金処分」基準に該当する企業)、代表取締役の取締役再任議案について、原則として反対する。	還元基準(1.(2)イ) ① 企業の成長ステージの観点や事業特性等から配当よりも投資・内部留保を優先した方が中長期的な企業価値向上に資すると判断できた場合 ② 具体的な増配の方針が開示されているなど、株主還元積極化の意向が確認できた場合
	独立社外取締役が一定人数に満たない企業の代表取締役の再任(東証一部企業が対象)	証券取引所に独立役員として届出(届出予定を含む)している独立社外取締役が下記の人数に満たない企業における代表取締役の取締役再任議案について、原則として反対する。 ・独立社外取締役1名未満(独立社外取締役が不在)	独立社外取締役人数基準(1.(2)ウ)
	独立性の低い社外取締役の選任(東証一部企業が対象)	証券取引所に独立役員として届出している候補者および届出を予定している候補者については、その独立性が一定の水準を満たさない場合、原則として反対する。ただし、他に独立性基準を満たす独立社外取締役がいる場合は賛成する。なお、独立性が「一定」の水準を満たさないとは、以下のいずれかに該当する場合をいう。 ・社内取締役、社内監査役等の3親等以内の親族である場合 ・保有株式比率15%以上の大株主である団体の出身者である場合(ただし、大株主である団体から退職後3年以上経過している場合、または、大株主である団体の社外役員・非常勤役員である場合を除く)	独立性基準(1.(2)エ)
	取締役会への出席率の低い社外取締役の再任(東証一部企業が対象)	社外取締役の取締役会の出席率が直近1年間で75%に満たない場合、原則として反対する。	出席率基準(1.(2)オ) ① 病気やケガによる入院等、欠席の理由がやむをえない事情によるものであり、かつ、再任後の出席率が改善すると判断できる場合 ② 遠方に在任の社外取締役について、テレビ会議の活用により出席率を改善させる等、具体的改善策が示され、再任後の出席率が改善すると判断できる場合
	不祥事発生企業の取締役選任	法令違反又は反社会的行為等の不祥事を起こした企業のうち社会的影響や株式価値毀損が大きいと判断され、再発防止策の策定や責任の明確化を含めた当該不祥事への対応が適切になされていない場合は、代表取締役および直接関与したことが明らかな取締役の再任に原則として反対する。	不祥事基準(1.(2)カ)

議決権行使基準(2019年4月以降)		反対理由欄の表示	(参考)考慮すべき特別な事情	
2. 監査役等の選任議案	長期在任の監査役等の再任(東証一部企業が対象)	監査役等としての通算在任期間が12年以上の場合、原則として反対する。	長期在任基準(2.(2)ア)	
	独立性の低い社外監査役等の選任(東証一部企業が対象)	証券取引所に独立役員として届出している候補者および届出を予定している候補者については、その独立性が一定の水準を満たさない場合、原則として反対する。ただし、他に独立性基準を満たす独立社外監査役等がある場合は賛成する。なお、独立性が「一定」の水準を満たさないとは、以下のいずれかに該当する場合をいう。 ・社内取締役、社内監査役等の3親等以内の親族である場合 ・保有株式比率15%以上の大株主である団体の出身者である場合(ただし、大株主である団体から退職後3年以上経過している場合、または、大株主である団体の社外役員・非常勤役員である場合を除く)	独立性基準(2.(2)イ)	
	取締役会・監査役会等への出席率の低い社外監査役等の再任(東証一部企業が対象)	社外監査役等については取締役会と監査役会等のいずれかの出席率が直近1年間で75%に満たない場合、原則として反対する。	出席率基準(2.(2)ウ)	① 病気やケガによる入院等、欠席の理由がやむをえない事情によるものであり、かつ、再任後の出席率が明らかに改善すると判断できる場合 ② 遠方に在住の社外監査役等について、テレビ会議の活用により出席率を改善させる等、具体的改善策が示され、再任後の出席率が改善すると判断できる場合
	不祥事発生企業の監査役等の選任	法令違反又は反社会的行為等の不祥事を起こした企業のうち社会的影響や株式価値毀損が大きいと判断され、再発防止策の策定や責任の明確化を含めた当該不祥事への対応が適切になされていない場合は、監査役等としての役割を意図的に発揮しなかったことが明らかな監査役等の再任に原則として反対する。	不祥事基準(2.(2)エ)	
3. 報酬に関する議案	株式の大幅な希薄化が生じるストックオプション(株式報酬含む)の付与	ストックオプション付与・譲渡制限付株式報酬支給・信託型株式報酬などを取締役等へ付与・支給することによって、株式の大幅な希薄化が生じる可能性(希薄化率10%超)がある場合や上限株数が開示されない場合には、原則として反対する。なお、希薄化率は以下の通り、算出する。 ・希薄化率＝上限株式数÷発行済株式数(自己株式を除く)	希薄化基準(3.(2)ア)	① 大幅な希薄化を伴う付与が実質的になされないことが確認できた場合 ② 行使価額や業績基準などの行使条件等により、長期的なインセンティブが働くような設計がなされていることで当該企業の中長期的な企業価値向上の蓋然性がより高まると判断される場合
	監査役等へのストックオプション(株式報酬含む)の付与	ストックオプション・譲渡制限付株式報酬・信託型株式報酬などを監査役等へ付与・支給する場合、原則として反対する。	付与対象者基準(3.(2)イ)	
	退任監査役等に対する退職慰労金贈呈(東証一部企業が対象)	退任監査役等へ退職慰労金を贈呈する場合、死亡退職金、制度廃止に伴う打ち切り支給の場合を除き、原則として反対する。	支給対象者基準(3.(2)ウ)	① 制度廃止の方針が確認できた場合
	業績不振企業における役員報酬額の増枠・役員賞与の支給	業績不振企業(「1. 取締役の選任議案」の「業績不振企業における取締役再任」基準に該当する企業)において役員報酬額の増枠や役員賞与の支給が付議された場合、原則として反対する。	業績基準(3.(2)エ)	① 新興成長企業等において、赤字等の業績不振が一定期間続くことを前提として投資を実施している場合 ② 赤字等の業績不振の要因が特定されており、経営の改善・見直しを通じ、翌期(※次に到来する決算期)に赤字等の業績不振等から脱却する蓋然性が高いと判断できる場合 ③ 赤字等の業績不振の要因が天災や特殊な収益構造・会計制度等、経営者要因でない場合 ④ 抜本的な業績改善に向けた中期経営計画等が開示されており、かつその実現可能性が高いと判断できる場合 ⑤ インセンティブ報酬の導入・変更、機関設計の変更等が要因である場合 ⑥ 経営の建て直しのため、外部人材を役員として登用する場合
	不祥事発生企業における役員報酬額の増枠・役員賞与の支給・ストックオプション付与・退職慰労金贈呈	法令違反又は反社会的行為等の不祥事を起こした企業のうち社会的影響や株式価値毀損が大きいと判断され、再発防止策の策定や責任の明確化を含めた当該不祥事への対応が適切になされていない場合は、原則として反対する。ただし、不祥事が発生した時点で取締役・監査役等として在任していなかった者に対する個別支給は除く。	不祥事基準(3.(2)オ)	

議決権行使基準(2019年4月以降)		反対理由欄の表示	(参考)考慮すべき特別な事情
4. 株主還元に関する議案	低還元企業における剰余金処分	以下の全てに該当する場合、原則として反対する。 <ul style="list-style-type: none"> ・直近期の最終利益が黒字 ・直近期の総還元性向および直近3期間累計の総還元性向が15%未満 ・直近期末株主資本比率または直近期末自己資本比率のいずれか低い方が50%以上 ・直近期末利益剰余金が黒字および直近3期最終利益合計が黒字 ・直近期および直近3期加重平均ROEが10%未満 	還元基準(4.(2)ア) ① 企業の成長ステージの観点や事業特性等から配当よりも投資・内部留保を優先した方が中長期的な企業価値向上に資すると判断できた場合 ② 具体的な増配の方針が開示されているなど、株主還元積極化の意向が確認できた場合
5. 買収防衛策に関する議案		以下のいずれかに該当する場合、原則として反対する。 <ul style="list-style-type: none"> ・直近3期連続ROE5%未満(連結) ・証券取引所に独立役員として届出(届出予定を含む)している独立社外取締役が2名以上在任していない場合 ・買収者に割り当てられた新株予約権について、企業が経済的対価を交付して取得する記載がある場合 ・2005年5月27日経産省・法務省発表「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」にある要件を満たさない場合 	買収防衛策基準(5.(2)ア) ①直近3期連続ROE5%未満(連結)であるが、新興成長企業等で特筆すべき技術力・特許・製品等を有しており、それが業績に十分反映されておらず、買収防衛策の導入・改定・更新に合理性があると判断できる場合
6. 組織再編・資本政策に関する議案	合併の承認	以下のいずれかに該当する場合、原則として反対する。 <ul style="list-style-type: none"> ・当該合併が株式価値を毀損する可能性が高いと判断される ・合併比率等につき中立的な第三者による算定根拠が明示されていない 	組織再編基準(6.(2)ア)
	事業譲渡・譲受け等	以下のいずれかに該当する場合、原則として反対する。 <ul style="list-style-type: none"> ・当該事業譲渡・譲受け等が株式価値を毀損する可能性が高いと判断される ・譲渡価格等につき、中立的な第三者による算定根拠が明示されていない 	組織再編基準(6.(2)イ)
	会社分割計画書承認・会社分割契約書承認	以下のいずれかに該当する場合、原則として反対する。 <ul style="list-style-type: none"> ・当該会社分割が株式価値を毀損する可能性が高いと判断される ・分割による新株の割当比率等につき、中立的な第三者による算定根拠が明示されていない 	組織再編基準(6.(2)ウ)
	第三者割当増資等(有利発行に当たるもの)	以下のいずれかに該当する場合、原則として反対する。 <ul style="list-style-type: none"> ・発行の目的が妥当ではないと判断される ・発行価格等につき中立的な第三者による算定根拠が明示されていない ・希薄化の程度が過大である 	増資基準(6.(2)エ)
	財団法人等への株式抛却	上記(「第三者割当増資等」)に係らず、財団の設立・支援を目的とした第三者割当による自己株式処分等については、以下のいずれかに該当する場合、原則として反対する。 <ul style="list-style-type: none"> ・財団の設立・支援が中長期的な企業価値向上にはつながらないと判断される ・自己株式処分による希薄化率が5%超である ・希薄化率が3%超5%以下の場合で、抛出される株式の議決権について、第三者がスチュワードシップ責任に基づき策定した基準以外で行使をする可能性がある 	財団法人基準(6.(2)オ)
	その他資本政策に関するもの	目的等が妥当でないとして判断される場合、原則として反対する。	資本政策基準(6.(2)カ)

議決権行使基準(2019年4月以降)		反対理由欄の表示	(参考)考慮すべき特別な事情
7. 定款変更、その他の議案	定款変更	変更理由が妥当でないと判断される場合には、原則として反対する。	定款変更基準(7.(2)ア)
	会計監査人の変更	変更理由が妥当でないと判断される場合には、原則として反対する。	会計監査人基準(7.(2)イ)
	その他	本基準全体の趣旨を踏まえ、議案内容が妥当でないと判断される場合には、原則として反対する。	その他基準(7.(2)ウ)
8. 株主提案議案	以下のいずれかに該当すると判断される場合、原則として反対する。 (ア) 経営戦略や財務状況を踏まえると持続可能ではない株主還元に関する提案 (イ) 定款として定めることが適当ではない業務執行に係る定款変更に関する提案 (ウ) 特定の社会的思想や政治的思想を背景とした提案 (エ) 株主共同の利益に反する恐れのある提案 (オ) その他企業価値向上や持続的成長につながらない恐れのある提案	株主提案基準(8.(2)ア(ア)~(オ))	

※本資料は、議決権行使基準と個別開示における反対理由欄記載の対応関係を示すことを主たる目的としております。
議決権行使基準の詳細については、「第一生命の議決権行使」(https://www.dai-ichi-life.co.jp/dsr/investment/pdf/ssc_001.pdf)をご確認下さい。